

国会法の一部を改正する法律案

国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項中第二十号を第二十一号とし、第十七号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 公共事業委員会

第四十一条第三項中第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 公共事業委員会

附 則

この法律は、第四百四十一回国会の召集の日から施行する。



## 理由

公共事業が国民の社会経済生活にとって重要な社会資本形成の中核をなすものであること及びその費用が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることにかんがみ、公共事業の長期計画について、国会において一括して審議することができるようにするため、各議院に常任委員会として公共事業委員会を増設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。